

島根県DV対策基本計画(第4次改定)素案に対するご意見と県の考え方(パブリックコメント)

	意見の要旨	県の考え方
1	<p>「基本目標Ⅱ DV被害者の権利擁護」について</p> <p>○重点目標⑤相談支援体制の強化【今後の具体的取組35】「性暴力被害者の支援」について 医療支援で証拠採取ができるように(警察に届けなくても)関連医療機関での証拠採取キットの配置や保管の体制整備を進めてほしいです。</p> <p>根拠として、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。ワンストップ支援センターの質的向上は必須です。 平成27年に大阪府が「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物採取マニュアル」を出していますが、現在都道府県のワンストップ支援センターで採取キットを持っている病院は増えています。島根県でもぜひお願いしたいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、国の方針に基づき性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能強化は必須と考えております。</p> <p>島根県においても、今後関係機関と協議しながら、証拠採取にかかる支援も含めたワンストップ支援センターの機能強化について検討を進めていく考えですので、具体的取組35にワンストップ支援センターの機能強化に関する記述を加えます。</p>
2	<p>「基本目標Ⅲ DV被害者のくらしを支える地域づくり」について</p> <p>○重点目標⑨DV被害者の自立(自律)支援の中の【今後の具体的取組79】「県営住宅の随時募集における優先入居」について 県営住宅は、随時募集で抽選を行うのか。優先入居の制度は、定期募集にはないのか。 また、県営住宅の目的外使用について、緊急的な入居に対応はないのか。</p>	<p>県営住宅については、定期募集は抽選で入居決定を行うため、該当者の当選率を優遇する優先入居制度の適用があります。一方、随時募集では申込み順に入居決定を行う取り扱いとしておりますが、DV被害者の方は優先的に入居できるよう取り組んでいます。</p> <p>なお、県営住宅の目的外使用については、現在のところ被災者、経済情勢による失業者について目的外使用を許可しています。</p> <p>DV被害者の自立支援を行う上で、県営住宅、市町村営住宅それぞれが行っている優先入居制度を円滑に運用することが必要だと考えますので、具体的取組79について、県内の公営住宅共通の取組とした記述に修正します。</p>